

岩美病院介護療養型医療施設は 介護保険適応施設です!!



在宅介護に疲れるまでに、
短期入所療養介護（ショートステイ）のご利用を・・・!!

岩美病院すこやか相談室 室長 中井典之

入院中の患者様が病気や怪我などで、介護や何らかのお世話が必要になった時、患者様の殆どは退院後も住みなれた自宅で過ごしたいと思われています。しかし、ご家族も本人の希望をかなえてあげたい気持ちがあっても、先が見えない介護への不安と心配でなかなか在宅介護に踏み切れないのが現状です。

また、介護者の中には老老介護で自分の健康状態にも不安を抱えている為、介護者本人が倒れた時のことを考えて、在宅介護を躊躇される方も少なくありません。

岩美病院の3階には介護保険施設のひとつ、介護療養型医療施設があります。この施設の利用には介護療養施設（長期入所）と短期入所療養介護（ショートステイ）の2つがあります。

介護療養施設（長期入所）とは病状が安定期にあり、長期療養を必要とする要介護者（要介護1〜5）の方を対象に、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護（経管栄養・インシュリン注射・気管切開による頻回な喀痰吸引が必要な方

など）、機能訓練（在宅介護に向けたリハビリ）、その他のお世話など必要な医療行為を行います。（なお、要支援者は長期入所できません）

短期入所療養介護（ショートステイ）は在宅介護をされている方の介護負担の軽減や、また冠婚葬祭・農繁期・旅行などで、一時的に介護力が低下する場合にご利用になれます。（要支援の方も利用いただけます。）少しでも安心して在宅介護が続けられるよう支援いたします。

平成22年度のショートステイ（短期入所）の利用は延べ4,239人でした。

ショートステイの定期的な利用で、介護者が適度に息抜きの時間を持つことが在宅介護を継続していくコツだと思えます。

利用料等については下記のとおりですが、初めて利用される方は事前に申し込みが必要となります。

また、結婚式や旅行など日程が決まっている方は、出来るだけ早めにケアマネージャと、相談してご予約ください。

ショートステイ利用時には 「介護保険負担限度額認定書」 の提出をお願いします!!

住民税非課税世帯の方については滞在費（光熱水費）、食費の自己負担分が減額されます。

すでに、「介護保険負担限度額認定書」をお持ちの方は、年度最初の利用時に確認させていただきますのでご提出ください。また、対象になると思われる方は申請が必要です。すこやか相談室に相談してください。

申し込み・相談 岩美病院「すこやか相談室」
☎73-1421 (担当 中井)

— 岩美病院診療科の休診について —
都合により下記のとおり休診します。
ご迷惑をおかけしますがご了承ください。
整形外科 2月20日(月)～2月24日(金)

短期入所療養介護サービス費のめやす (多床室)

＜介護給付費の1割負担＞

- ・ 要支援1：632円/日 要支援2：786円/日
- ・ 要介護1：846円/日～要介護5：1,386円/日
- ・ サービス提供体制強化加算：12円/日
- ・ 送迎加算：184円/片道
- * 尚、リハビリを行う場合に別料金が必要です。

＜自己負担分＞

- ・ 滞在費（光熱水費） 320円/日
- ・ 食費 1,380円/日

